

平成26年4月から年金の受け取りなどの仕組みが一部変わりました

子のある夫にも遺族基礎年金が支給されます

【これまで】

国民年金に加入していた方が亡くなった場合は、亡くなった方によって生計を維持されていた「子のある妻」または「子」に遺族基礎年金が支給されていました。

【平成26年4月からは】

国民年金に加入されていた妻が亡くなった場合に、「子のある夫」にも遺族基礎年金が支給されます。

※平成26年4月1日以後の死亡が対象となります。

未支給年金を受け取れる遺族の範囲が拡大されます

【これまで】

未支給年金（亡くなった方が受け取れるはずであった未払いの年金）を受け取ることのできる遺族の範囲は、亡くなった方と生計を同じくしていた「配偶者、子、父母、孫、祖父母又は兄弟姉妹」でした。

【平成26年4月からは】

これまでの遺族の範囲に加えて、「それ以外の3親等内の親族（甥・姪、おじ・おば・子の配偶者など）」まで広がります。

※平成26年4月1日以後の死亡が対象となります。

<新たに未支給年金を受け取れる遺族>

1 親等	子の配偶者・配偶者の父母
2 親等	孫の配偶者、兄弟姉妹の配偶者、配偶者の祖父母、配偶者の兄弟姉妹
3 親等	曾孫、曾祖父母、曾孫の配偶者、甥・姪、おじ・おば、甥・姪の配偶者、おじ・おばの配偶者、配偶者の曾祖父母、配偶者の甥・姪、配偶者のおじ・おば

【お問い合わせ先】牟岐町役場 住民福祉課 (0884-72-3415)・徳島南年金事務所 (088-652-1511)

国保 70歳～74歳の人へ 高齢受給者証の自己負担割合が変わります

医療機関窓口での自己負担割合（現役並み所得者の人を除く、一般・低所得者の人）は、本来「2割」のところを「1割」とする措置がとられていましたが、4月から、昭和19年4月2日以降に生まれた人は「2割」となります。

（※昭和19年4月1日以前に生まれた人は引き続き「1割」。）

▷高齢受給者証はいつから使うの？

70歳の誕生月の翌月（1日が誕生日の人はその月）からお使いいただきます。1日までに高齢受給者証を兼ねた新しい保険証を郵送します。お手続きは不要です。

▷所得区分と負担割合

	一般・低所得者	現役並み所得者*
昭和19年4月2日以降に生まれた人	2割	3割
昭和19年4月1日以前に生まれた人	1割	

■問い合わせ先 健康生活課 国保係 TEL 0884-72-3417 内線132

*70歳以上の国保被保険者のうち、現役並みの所得（住民税の課税所得が145万円以上）がある方が1人でもいる世帯に属する方。
ただし、収入が一定額未満（高齢者1人の場合：年収383万円、2人以上の場合：合計の年収が520万円未満）である旨の申請があった場合を除きます。